

扶桑町監査公表第3号

随時（財産管理）監査結果の公表について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第5項に基づき、財産の管理状況の監査を執行したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成28年6月1日

扶桑町監査委員 岩本幸松

扶桑町監査委員 杉浦敏男

1. 監査の対象

斎藤保育園（健康福祉部福祉児童課）

2. 監査実施日

平成28年5月30日（月）

3. 監査の方法等

扶桑町行政財産のうち、上記施設を抽出し、施設が適切に管理されているかについて、施設の管理状況調書、財産台帳、関係諸帳簿等の提出に加え、関係職員の説明により、書類審査及び現地調査を実施した。

4. 施設の概要等

所在地 扶桑町大字斎藤字県149番地

概要 昭和45年10月に新築取得、同54年11月及び同60年8月に増築

主である建物

鉄筋コンクリート造陸屋根・亜鉛メッキ鋼板葺2階建

床面積754.11㎡、他に附属建物として保育所及び倉庫等が存し、計955.69㎡

地積 2,556.50㎡（平成18年換地処分済）

5. 監査の結果及び意見

監査の結果、全体として施設は整備され清掃も行き届いており、おおむね良好に管理され運営されていたが、以下の2点について改善・検討されたい。

・正覚寺側の避難経路となる出入口及び園舎窓ガラスについて、一部破損箇所が見られたが、その経緯を考慮し、工法・材料を見直すなど適切な修繕を願いたい。

・備品台帳にあっては、現在使用されていない物品が見受けられるため、今後廃棄等をし、整理を図られたい。

1. 監査の対象

扶桑北中学校（教育委員会学校教育課）

2. 監査実施日

平成28年5月31日（火）

3. 監査の方法等

扶桑町行政財産のうち、上記施設を抽出し、施設が適切に管理されているかについて、施設の管理状況調書、財産台帳、関係諸帳簿等の提出に加え、関係職員の説明により、書類審査及び現地調査を実施した。

4. 施設の概要等

所在地 扶桑町大字高雄字福塚10番地

概要 昭和57年3月に新築取得、同年7月、12月及び同58年3月に増築

主である建物

鉄筋コンクリート造陸屋根4階建

床面積5,096.13㎡、他に附属建物として校舎及び体育館等が存し、計7,833.89㎡

地積 28,004.76㎡（昭和58年換地処分済・他筆福塚13,14）

5. 監査の結果及び意見

監査の結果、施設台帳の整理に加え、施設も整備され、特に体育館倉庫内等の清掃も行き届いており、おおむね良好に管理され運営されていた。